



犬 正しく飼う

犬の殺処分数は10年前に比べて大きく減少しましたが、飼い主のマナー違反によるトラブルは未だに後を絶たず、トラブルの結果、飼えなくなり犬を手放すことになる飼い主も少なくありません。

「うちの犬は大丈夫」という方、本当に大丈夫ですか？

飼い主のマナーアップを

桂川町には、飼い犬に対する苦情が多く寄せられています。そのほとんどは散歩中のマナーについてです。

「リード（引き綱）をつける」

犬が逃げるのを防ぐことはもちろんですが、犬が苦手な人のために、リードは必ず装着してください。

リードがついていない犬がいるだけで恐怖を覚える人がいることも知ってください。

「ふんの処分を」

飼い犬のふんの放置は、条例で禁止されています。散歩中にふんをしたときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の義務です。

「しつけはしっかりと」

例えば、何かの拍子にリードが外れた際、飼い主の元に戻ってくるようにしつけていますか？

飛び出して交通事故に遭ったり、通行人にケガをさせないように、犬へのしつけを見直してみてください。

飼い犬が迷子になったら すぐに連絡を

保健所で保護された身元わからない迷い犬は、3〜6日を経過すると、殺処分の対象となります。飼い犬が逃げ出したものの「いつか帰ってくるだろう」と楽観し、後日問い合わせたらすでに殺処分されていた、という話も珍しくないので、

飼い犬が逃げ出した際は、いち早く嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に連絡してください（問合せ先は12ページ）。

また、身元を示すため、首輪への鑑札・狂犬病予防注射済票の装着を徹底してください。たとえ室内犬でも、必ず装着してください。



▲犬の登録時（一生で1回）、狂犬病予防注射接種時（1年に1回）に配布される鑑札と注射済票。さらに、住所や連絡先などの身元を示す迷子札も装着してください。